

令和8年 第2回

# 戸田市教育委員会定例会

令和8年2月17日

戸田市教育委員会

## 第2回教育委員会（定例会）次第

1 開会

2 前回の会議録の承認

3 教育委員提案 別添 資料No.1のとおり

4 報告事項 別添 資料No.2のとおり

5 議事

ページ

(1) 議案

議案第12号 教師が地域クラブに従事する場合の兼職兼業について…………… 1

議案第13号 令和8年度当初の学校管理職人事（案）について【秘密会】……………【当日配布】

議案第14号 令和8年度当初戸田市立小・中学校教職員の人事異動（案）について【秘密会】……………  
……………【当日配布】

6 その他

(1) 次回の教育委員会の日程（案）

令和8年3月19日（木）午後2時00分～

(2) その他

7 閉 会

## 教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（案）

令和8年2月 日  
戸田市教育委員会学務課  
戸田市教育委員会教育政策室

### 1 はじめに

これまでも教師等は、許可を得て兼職兼業を行うことはでき、「『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について』を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について」（令和3年2月17日付文部科学省初等中等教育企画課長通知）において、兼職兼業等に係る考え方や留意点等についてまとめられている。

このたび、令和7年12月に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」が新たに示されたことから、教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について、戸田市としての方針を示す。

### 2 「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の内容について（P32より抜粋）

- 学校の教師等が希望に応じて地域クラブ活動の指導者等として活動することができるよう、「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」（令和5年1月文部科学省）等を参照しながら、兼職兼業の許可の手续の円滑化を図ることが必要。その際、**認定地域クラブ活動については、国が示す要件に基づき、市区町村等が認定した公的な性質を有する活動であり、学校運営に支障がない限り、積極的に許可を行う**ことが必要。
- 中学校の教師だけでなく、小学校の教師**（体育専科教師等）、さらには、高等学校・特別支援学校の教師、**事務職員など幅広い者が、その希望に応じて、円滑に兼職兼業を行う**ことができる環境を整備することが重要。
- 兼職兼業の許可をする際には、**教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられないことがないよう十分に確認する**とともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの確認等を適切に実施。
- 兼職兼業を行う教師等については、教師等の身分としての服務監督を行う教育委員会等と、地域クラブ活動の指導者の身分としての勤務管理を行う運営団体等が連携して、**勤務時間等の全体管理を行う**など適切な労務管理を実施。

### 3 教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業（まとめ）

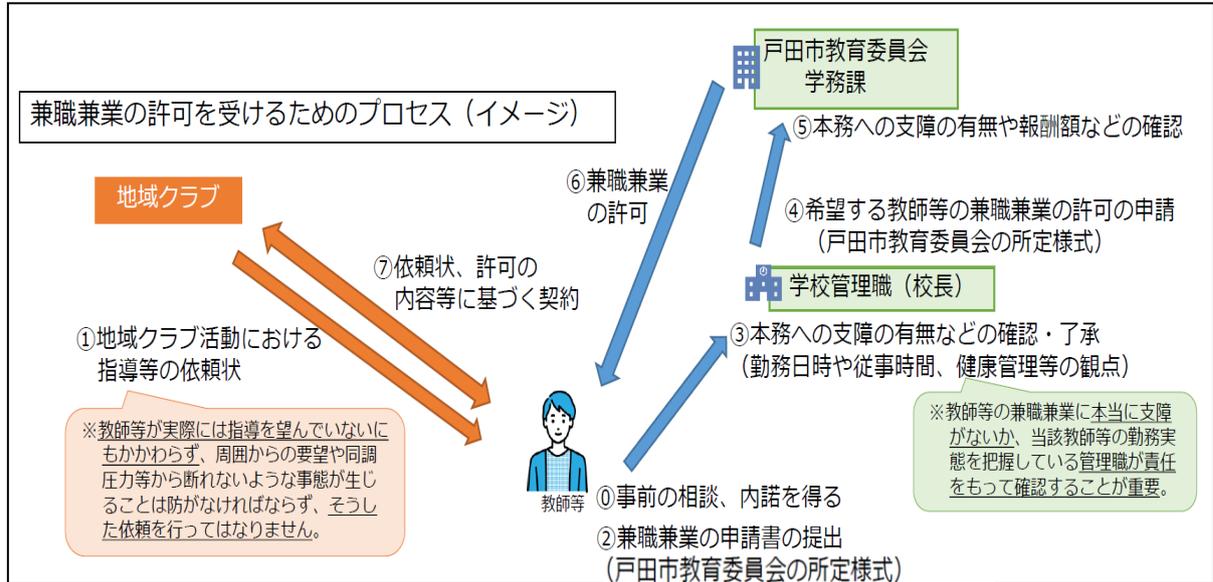
○地方公務員である公立学校の教師等（常勤・非常勤を問わず、事務職員等を含む。）は、

- ①当該教師等が**希望する場合**であって、
- ②地方公務員法第38条や教育公務員特例法第17条等の規定に基づき、
- ③サービスを監督する教育委員会（以下「**服務監督教育委員会**」という。）の承認を得た場合には、**兼職兼業を行うことが可能**。

※パートタイム会計年度任用職員は兼職兼業の許可は不要。

#### 4 教師等が兼職兼業の許可を受けるためのプロセス

- 校長に事前に相談の上、内諾を得たのち、兼職兼業希望先の地域団体からの依頼を受ける。
- 校長の了承の上、**サービス監督教育委員会（戸田市教育委員会学務課）の兼職兼業の承認を得て**地域団体の業務に従事することとなる。
- 戸田市が新たに示す所定の様式（様式1・2）**を用いて、**申請年度**ごとに申請をする。



#### 5 申請があった場合の兼職兼業の了承についての条件（おもに勤務時間について）

- 校長は、申請者の「時間外在校等時間」と「地域クラブ活動における労働時間」を合算して、**単月80時間以上となることが見込まれる場合には、兼職兼業を了承しないこととする。**

※なお、上記はあくまで上限を示しているものであり、上限時間まで業務を行うことを推奨するものと解してはならない。運用にあたっては、教師の心身の健康の確保のために、目安として「時間外在校等時間」と「地域クラブにおける労働時間」の通算が45時間以内となることが望ましい。

例：時間外在校等時間が月30時間 + 休日の地域クラブ活動が月15時間 = 45時間 ◎  
 時間外在校等時間が月45時間 + 休日の地域クラブ活動が月15時間 = 60時間 ○  
 時間外在校等時間が月70時間 + 休日の地域クラブ活動が月15時間 = 85時間 ×

※1回3時間×5週を想定

※時間外在校等時間の見込みについては、直近の実績や申請年度の状況を踏まえ、総合的に判断する

※休日の地域クラブ活動における労働時間は、申請者からの申請書（様式1）をもとに把握する

#### 6 勤務時間の報告

- 兼職兼業教師等は、地域クラブ活動における業務に従事した日の属する月の翌月7日までに、地域クラブ活動従事時間報告書（様式4）を学校長に提出する。
- 学校長は、当該報告書の写しを、提出された月の15日までに教育委員会学務課長宛に提出する。

#### 7 その他

- ボランティアとして指導する場合

・地域クラブ活動において指導を希望する教師が、休日等の業務時間外において、無償又は交通費等の実費弁償の範囲内のみの支給で指導する場合は、サービス監督教育委員会の兼職兼業の許可は不要。

戸田市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の  
兼職兼業の許可に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 本要綱は、部活動の地域展開に伴い、戸田市立学校教職員（以下「教職員」という。）がそれぞれの希望に応じて地域クラブ活動（「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省）に基づく地域クラブ活動をいう。以下同じ。）に円滑に従事することができるよう、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条の規定により、戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が兼職兼業の許可を行うに当たって必要な事項を定めるものとする。

（兼職兼業の申請）

第2条 兼職兼業により地域クラブ活動における指導等の業務に従事することを希望する教職員（以下「申請者」という。）は、申請書（様式1）及び申請書に記載のある添付書類（以下「添付書類」という。）を、勤務する学校の学校長（以下「学校長」という。）を通じて教育委員会に提出しなければならない。

2 学校長は、前項の規定により申請書及び添付書類の提出があった場合には、その内容を確認し、次条第1項に規定する兼職兼業の許可の基準に該当すると認めるときは、当該申請書及び添付書類に副申書（様式2）を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

（兼職兼業の許可）

第3条 教育委員会は、前条の規定による申請及び副申があった場合には、その内容を精査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、申請に応じた兼職兼業の許可を行う。

- 一 申請が、申請者の意思に反して行われていること
- 二 兼職兼業により、申請者が勤務する学校での職務遂行に支障を来すおそれがあること
- 三 申請者の時間外在校等時間と地域クラブ活動における労働時間を通算した時間が、毎月当たり80時間を超えることが見込まれること
- 四 兼職兼業により、申請者の心身の健康の確保に支障を来すおそれがあること
- 五 申請者が従事しようとする地域クラブ活動における業務内容が、学校又は教職員への信用失墜につながるおそれがあること
- 六 その他教育委員会教育長が兼職兼業を許可することが適当でないとする事情があること

2 教育委員会は、前項の規定により許可を行ったときは、許可通知書（様式3）により学校長を通じて申請者に許可の通知を行う。

（申請内容の変更等）

第4条 申請者は、兼職兼業の許可を受けた後、申請内容に変更が生じた場合には、速やかに学校長を通じて教育委員会に届け出なければならない。

2 申請者は、兼職兼業の許可を受けた後、異動により勤務校が変更された場合には、改め

て第2条第1項に基づく申請を行わなければならない。

(許可の取消し)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、兼職兼業の許可を取り消す。

- 一 申請に虚偽の内容が含まれていた場合
- 二 第3条第1項に規定する兼職兼業の許可の基準に該当しないことが明らかとなった場合
- 三 許可を受けた教職員から兼職兼業の許可の取消しの申出があった場合
- 四 その他教育委員会教育長が特に必要と認める場合

(サービス)

第6条 兼職兼業の許可を受け、地域クラブ活動における業務に従事する教職員（以下「兼職兼業教職員」という。）は、次の各号の規定を遵守しなければならない。

- 一 教職員としての勤務時間中に地域クラブ活動における業務に従事しないこと（教育公務員特例法第17条の規定による許可を受けた場合又は地方公務員法第35条に基づく職務専念義務の免除の承認を受けた場合を除く。）
- 二 教職員としての業務と地域クラブ活動における業務が重なった場合には、教職員としての業務を優先すること
- 三 学校又は教職員への信用失墜につながるおそれのある行為を行わないこと

(勤務時間の報告)

第7条 兼職兼業教職員は、地域クラブ活動における業務に従事した日の属する月の翌月7日までに、地域クラブ活動従事時間報告書(様式4)を学校長に提出しなければならない。学校長は、当該報告書の写しを、提出された月の15日までに教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、兼職兼業教職員が心身の健康の確保に支障を来すことがないように、兼職兼業教職員の学校における勤務時間（教師の場合は在校等時間）と地域クラブ活動における労働時間の合計を把握し、適切に当該兼職兼業教職員の健康管理を図らなければならない。

(兼職兼業教職員と地域クラブ活動の運営団体・実施主体との契約)

第8条 兼職兼業教職員と地域クラブの運営団体・実施主体との間における雇用、委任等に関する契約は、当事者の責任において、直接行うものとする。

(報酬等)

第9条 兼職兼業教職員は、地域クラブ活動における業務に従事した際の報酬等を、当該地域クラブ活動の運営団体・実施主体から受け取ることができる。ただし、社会通念上適当とはいえない高額な報酬等を受け取ることはできない。

2 兼職兼業教職員は、地域クラブ活動における業務への従事により得た報酬等に関し、確定申告等を含め、その管理を適切に行わなければならない。

(兼職兼業の申請が不要な場合)

第 10 条 教職員が、休日等の勤務時間外において、無償又は交通費等の実費弁償の範囲内のみの支給で地域クラブ活動の業務に従事する場合は、第 2 条第 1 項の規定に基づく兼職兼業の申請は要しない。

(実態調査)

第 11 条 教育委員会は、必要に応じ、兼職兼業教職員の地域クラブ活動における業務の状況等について調査を行うことができる。

附 則

(施行期日)

本要綱は、令和 年 月 日から施行する。

様式1 (第2条第1項関係)

令和 年 月 日

戸田市教育委員会学務課長 様  
(学校長経由)

戸田市立〇〇小・中学校  
教諭・〇〇 〇〇

地域クラブ活動に係る兼職兼業許可申請書

私は、下記のとおり兼職兼業したいので、「戸田市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱」第2条第1項の規定により申請します。

記

- 1 兼職兼業しようとする地域クラブ活動の運営団体・実施主体及び地域クラブ活動の名称  
運営団体・実施主体：  
地域クラブ活動の名称：  
(戸田市認定地域クラブ 認定地域にクラブ申請中 戸田市認定外の地域クラブ)
- 2 兼職兼業しようとする地域クラブ活動の内容
- 3 兼職兼業しようとする地域クラブ活動の従事時間・従事内容等  
従事時間 時間/月当たり  
従事期間 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日  
従事内容  
主な活動場所
- 4 報酬の見込み額  
1 時間・月・年 当たり 円
- 5 添付書類  
 地域クラブ活動の運営団体・実施主体からの依頼状や雇用契約書(案)の写し  
 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の規約など組織運営に関する書類  
 地域クラブ活動の活動内容等が分かる書類  
 その他 ( )

様式2（第2条第2項関係）

令和 年 月 日

戸田市教育委員会学務課長 様

戸田市立〇〇小・中学校  
校 長 〇〇 〇〇

地域クラブ活動に係る兼職兼業許可副申書

別紙のとおり、下記の者から「地域クラブ活動に係る兼職兼業許可申請書」及び添付書類の提出があり、「戸田市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱」第3条第1項に規定する兼職兼業の許可の基準に該当すると考えますので、同要綱第2条第2項の規定により副申します。

記

兼職兼業を希望する教職員の氏名

<備考>

(※必要に応じて記載)

様式3（第3条第2項関係）

令和 年 月 日

戸田市立〇〇小・中学校  
校 長 様

申請者 様

戸田市教育委員会学務課長

### 地域クラブ活動に係る兼職兼業許可通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった地域クラブ活動に係る兼職兼業については、申請のとおり許可することとしましたので、「戸田市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱」第3条第2項の規定により通知します。

#### <備考>

- 兼職兼業教職員は、地域クラブ活動における業務に従事した日の属する月の翌月7日までに、地域クラブ活動従事時間報告書（様式4）を学校長に提出すること。
- 学校長は、当該報告書の写しを、提出された月の15日までに教育委員会学務課長宛に提出すること。
- そのほか、「戸田市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱」の内容を十分に理解し、順守すること。

様式4（第7条第1項関係）

令和 年 月 日

戸田市立〇〇小・中学校長 様

戸田市立〇〇小・中学校  
教諭・〇〇 〇〇

地域クラブ活動従事時間報告書（令和〇年〇月分）

令和 年 月 日付けで許可のあった兼職兼業については、令和 年 月に下記のとおり活動しましたので、「戸田市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱」第7条第1項の規定により報告します。

記

- ① 地域クラブ活動における労働時間
- ② 時間外在校等時間
- ③ ①と②の合計時間

活動月	① 地域クラブ活動における労働時間	② 時間外在校等時間	③ ①と②の合計時間
令和 年 月	時間	時間	時間

○兼職兼業教職員は、地域クラブ活動における業務に従事した日の属する月の翌月7日までに、地域クラブ活動従事時間報告書（様式4）を学校長に提出すること。

○学校長は、当該報告書の写しを、提出された月の15日までに教育委員会学務課長宛に提出すること。

3月教育委員会関係【会議】日程表

日	曜日	会議名	内 容	時 間	場 所	主管課
1	日					
2	月					
3	火					
4	水					
5	木					
6	金	第5回難聴言語指導教室入級支援委員会	難聴言語指導教室入級に係る会議	15:30-16:30	教育センター	教育政策室
7	土					
8	日					
9	月					
10	火					
11	水	第2回戸田市立郷土博物館協議会	戸田市郷土博物館ビジョン進捗状況報告、令和8年度郷土博物館・彩湖自然学習センター事業計画(案)等	14:00~16:00	郷土博物館講座室	生涯学習課
12	木					
13	金					
14	土					
15	日					
16	月					
17	火					
18	水					
19	木					
20	金					
21	土					
22	日					
23	月					
24	火					
25	水					
26	木					
27	金					
28	土					
29	日					
30	月					
31	火					

### 3月教育委員会関係【行事・講座等】日程表

日	曜日	会議名	内 容	時 間	場 所	主管課
1	日	パルシアターと かみとだおはなし会	上映作品「NHKこども人形げき～日本編～」 映画と絵本の読み聞かせ	10:30～11:30	あいパル3階 研修室	生涯学習課
		【市民大学講座】 彩湖体験ツアー	彩湖の役割についての話を聞いたあと、普段は入れ ない流入堤付近の見学(※バス移動)と野鳥観察を する	10:00～12:00	彩湖自然 学習センター	生涯学習課
2	月					
3	火	託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、 学習ができるように、保育士が子どもを預かる	①9:30～10:20 ②10:30～11:20 ③11:30～12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
		県公立高等学校入学者選抜追 検査				
4	水					
5	木	託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、 学習ができるように、保育士が子どもを預かる	①9:30～10:20 ②10:30～11:20 ③11:30～12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
6	金	ととけっこの部屋	親子で一緒にわらべうたで遊び、絵本の読み聞かせ を楽しむ	11:00～11:30	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
		赤ちゃんおはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など。	10:30～11:00	あいパル2階 和室	生涯学習課
		県公立高入学許可候補者追検査発表				
7	土	市民大学記念講演会 「ストレス時代を生き抜く」	医学博士、心療内科医、海原純子さんによるスト レス時代を生き抜くための講演	14:00～15:40	文化会館3階 304会議室	生涯学習課
		おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	11:00～11:30	中央図書館 読み聞かせコーナー	生涯学習課
		美笹のおはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊びなど	10:00～10:30	美笹公民館 親子ふれあい広場	生涯学習課
		あおぞらおはなし会	あいパルフェスタのステージで、絵本の読み聞か せ、紙芝居など	13:00～14:00	あいパル1階 正面広場	生涯学習課
		本と雑誌のリサイクル	保存年限が切れた雑誌や役目を終えた本のリサイ クル。※無くなり次第終了	①10:30～12:00 ②14:00～15:30	あいパル1階 多目的室	生涯学習課
		スマホ・パソコン質問コーナー	パソコン・スマートフォン・タブレット等の基本操作 などの各種IT相談。	9:00～12:00	美笹公民館	生涯学習課
8	日	昔の道具を使ってみよう② ～する道具・つむぐ道具～	石臼や薬研でものをすりつぶしたり、糸車で糸をつ むぐ体験をする	10:00～11:30	郷土博物館	生涯学習課
		あおぞらおはなし会	あいパルフェスタのステージで、絵本の読み聞か せ、紙芝居など	13:00～14:00	あいパル1階 正面広場	生涯学習課
9	月					
10	火	託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、 学習ができるように、保育士が子どもを預かる	①9:30～10:20 ②10:30～11:20 ③11:30～12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
11	水	おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	11:00～11:30	中央図書館 読み聞かせコーナー	生涯学習課
12	木	託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、 学習ができるように、保育士が子どもを預かる	①9:30～10:20 ②10:30～11:20 ③11:30～12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
13	金	赤ちゃんおはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など。	10:30～11:00	あいパル2階 和室	生涯学習課
		◎ 中学校卒業証書授与式				
14	土	スマホ・パソコン質問コーナー	パソコン・スマートフォン・タブレット等の基本操 作などの各種IT相談	13:00～16:00	下戸田公民館	生涯学習課
		おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	15:30～16:00	中央図書館 読み聞かせコーナー	生涯学習課
		子ども映画会	「世界の動物遺産」30分 「ババにあいたい」15分	10:30～11:30	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
15	日	絵本カフェ ～絵本のちょっとした話～	本をテーマにおしゃべりを楽しむ。テーマ「ぞうの エルマー」	14:00～15:30	あいパル2階 キッチンスタジオ	生涯学習課
		スマホ・パソコン質問コーナー	パソコン・スマートフォン・タブレット等の基本操 作などの各種IT相談	13:00～16:00	新嘗公民館	生涯学習課
16	火					

日	曜日	会議名	内 容	時 間	場 所	主管課
17	火	託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士が子どもを預かる	①9:30～10:20 ②10:30～11:20 ③11:30～12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
18	水					
19	木	託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士が子どもを預かる	①9:30～10:20 ②10:30～11:20 ③11:30～12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
		【医療健康情報コーナー運動講座】フレイルを予防しよう～食生活編	館内の展示と運動し、食生活改善によるフレイル予防を学ぶ。関連図書貸出あり	10:00～11:00	あいバル3階 ホール	生涯学習課
20	金	赤ちゃんおはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など。	10:30～11:00	あいバル2階 和室	生涯学習課
21	土	おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	15:30～16:00	中央図書館 読み聞かせコーナー	生涯学習課
22	日					
23	月					
24	火	絵本の読み聞かせ広場	絵本の読み聞かせ・紙芝居等	10:30～11:30	下戸田公民館	生涯学習課
		託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士が子どもを預かる	①9:30～10:20 ②10:30～11:20 ③11:30～12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
		◎ 小学校卒業証書授与式				
25	水	おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	11:00～11:30	中央図書館 読み聞かせコーナー	生涯学習課
26	木	託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士が子どもを預かる	①9:30～10:20 ②10:30～11:20 ③11:30～12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
		小・中学校修了式				
27	金	こっこのへや	親子で楽しむ絵本の読み聞かせとわらべうた	10:30～11:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
		みんなでパルるんひろば	前半は絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など。後半は保護者同士の交流や、保健師への相談ができます。	10:30～11:30	あいバル3階 軽体育室	生涯学習課
		お寺で民話おはなし会	お寺の中で、民話・昔話の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど。	13:30～14:30	海禅寺	生涯学習課
		学年末休業日(～3/31)				
28	土	おはなしの部屋	読み聞かせ、昔話などの語り	15:30～16:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
29	日	ハッピーにやんだフル～家族になろう、保護猫と～	保護猫を迎えるための知識とその準備を学ぶ	13:30～15:00	心身障害者 福祉センター	生涯学習課
		読書カフェ～ゆるっとピブリオバトル編～	ピブリオバトルを通してゆるく楽しく本の話を楽しもう！見学も可	14:00～16:00	あいバル1階 多目的室	生涯学習課
30	月					
31	火					

# 教育委員提案

令和 8 年第 2 回教育委員会(定例会)

令和 8 年 2 月 1 7 日 (火)

戸田市役所 3 階 教育委員室

# 1 教育委員提案

ページ

- ① 学校事務職員の役割、現状について…………… 1  
(学務課)
- ② 教育相談に関する取組状況について…………… 1 1  
(教育政策室)



# 学校事務職員の役割、現状について

戸田市教育委員会  
学務課

# 事務職員を取り巻く変化



## ○平成27年12月21日 中教審

「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」

- ・管理職を総務・財務面で補佐する必要性が増大していることから、事務職員の職務の在り方等を見直し、事務機能の強化

→事務職員が専門性を生かしながら、より主体的・積極的に校務運営に参画することを目指す。

## ○平成29年4月1日 学校教育法改正

- ・「事務職員は事務に従事する」から「事務職員は事務をつかさどる」へ

## ○平成31年1月25日 中教審

「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」

- ・事務職員の校務運営への参画の推進

## ○令和6年8月27日 中教審

「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」

- ・事務職員の校務運営への主体的・積極的な参画を改めて明記

## 学校教育法第37条14 事務職員は、事務をつかさどる。

- 学校組織における唯一の総務・財務等に通じる専門職
- その専門性を生かして学校の事務を担当事項として処理し、校務運営に参画

	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	総務	就学支援に関すること 学籍に関すること 教科書に関すること 教職員の福利厚生に関すること	就学援助・就学奨励に関する事務 児童生徒の転出入等学籍に関する事務 教科書給付に関する事務 給与・諸手当の認定、旅費に関する事務 福利厚生等の事務
2	財務	予算に関すること	学校予算に関する事務 徴収金・補助金・委託料に関する事務
3	管財	施設・設備及び教具に関すること	施設・設備及び教具の整備及び維持・管理に関する事務
4	事務全般	事務全般に関すること	事務全般に係る提案 学校事務の運営、共同実施

## 令和7年度 18校に計28名が勤務

### 複数配置校

戸田第一小学校

戸田第二小学校

新曽小学校（事務加配）

戸田東小学校

戸田南小学校

戸田中学校

新曽中学校

笹目中学校

### 職名

事務主幹 3名

（事務主査7年以上、42歳以上57歳未満、論文・面接・勤務状況測定）

事務主査 3名

（事務主任、35歳以上50歳未満、面接・勤務状況測定）

事務主任 6名

（事務主事、年齢35歳）

事務主事 15名

小学校27学級，中学校21学級以上で2名配置

## 【事務共同実施での取組】

平成25年度から3チーム（西部・中部・東部）で実施

複数の学校の職員で

- 共同して事務処理を行う（適正化・効率化）
- 正確な事務処理を行う（相互点検）
- 事務処理方法について学校間の差異なくす（事務の平準化）  
→ 経験の浅い事務職員のOJTの場となっている。

## 【事務共同実施に伴う兼務発令】

- 所属するチーム（6校）で兼務発令している。
- 各チームの責任者（基本的に事務主幹）については、市内小中学校全校に兼務発令

他市から転任してきた事務職員や経験の浅い事務職員への支援ができた。

確認作業を分担して行ったことで、正確な諸手当の認定と報告ができた。

他校の仕事内容を知ることによって、本務校の業務への参考になった。

他校や地域の情報を聞く機会となり、本務校の課題を客観視することができ、課題解決の方策を考えるきっかけになった。

## 本市での研修等の機会

本市での研修等の機会	内 容 等
学務担当学校訪問	諸表簿等の確認
管理職及び事務職員合同研修会	県教育局担当者の講義、質疑
事務共同実施	年間6～7回
事務部会	情報共有、情報交換

## 県の研修等の機会

県の研修等の機会	内 容 等
集合形式による給与事務等に係る学校訪問	複数校による確認
南部教育事務所総務給与・人事学務担当学校訪問	諸表簿等の確認

## 令和6年 勤務状況調査6月（埼玉県教育委員会）

小学校	勤務時間を除いた在校等時間 (平日)	勤務時間を除いた在校等時間 (休日)
市内	0時間25分	0時間0分
県内	0時間43分	0時間5分

中学校	勤務時間を除いた在校等時間 (平日)	勤務時間を除いた在校等時間 (休日)
市内	0時間17分	0時間0分
県内	0時間44分	0時間6分

事務職員については、給特法が適用外のため

○残業する際には、超過勤務手当が発生

○年度当初に校長と「時間外・休日労働に関する協定届」（いわゆる36協定）を締結

## 【現状・課題】

- **研修等をとおした事務職員の資質・能力向上**
- **共同実施において、チェック体制の強化や若手の育成が図られている**
- **マネジメント機能強化ということに対して、これまで以上に学校運営に参画することが求められている**
  - ・ **働き方改革では総務・財務等の専門職として事務の効率化**
  - ・ **コミュニティ・スクールでは、地域連携の窓口 等**
- **サービス監督権者である市教委を通さず、事務職員が直接県教委とやりとりを行う通知や業務内容がある**

## **【今後の展望】**

### **○計画的な人事による事務の共同実施の活性化**

- ・事務職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験・地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。その上で、共同実施のチームが活性化するように、チーム間の事務職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡を図る。また、共同実施の内容把握に努める。

### **○事務職員の昇任選考の推薦**

- ・選考基準等に合致するものについては、積極的に推薦し、今後の事務職員のリーダーの育成を図る。

### **○学務課職員の専門性の向上**

- ・サービス監督の立場である学務課職員について、専門的知識のあるものを任用し、学校事務の活性化を図る。

# 教育相談に関する取組状況について

戸田市教育委員会  
教育政策室



# 中学校 戸田型校内サポートルーム 「きゃんばすルーム」

1

多様な学びの場の拡充

不登校を支援する

児童生徒の心理的安全性を高め、学び  
に向かえる場所の選択肢を拡充

多様な学びの場の有機的連携

【趣旨】 誰一人取り残されない教育の実現に向け、学校生活上、不安や困難を感じている生徒や不登校傾向児童への多様な居場所の確保による早期対応・早期支援

## R6.10 全中学校に設置

### きゃんばすルーム

生徒の学習支援・生活支援等

- ・自分のペースで学習
- ・個別ブースで学習
- ・オンラインで授業に参加
- ・教室との併用
- ・クールダウンに利用

連携した生徒支援



### さわやか相談室

さわやか相談員・  
ボランティア相談員による  
教育相談の実施  
SC・SSW等による支援

NEW  
(R7.6~)

各校に1名「きゃんばすルーム」サポーターを配置

株式会社学研エル・スタッフィングに業務委託  
(教育支援センター「すてっぷ」も委託)

- ・学習支援
- ・受験に関する指導
- ・オンラインでの授業参加の補助
- ・クールダウン中の見守り・安全確保
- ・担任、SC、養護教諭、管理職等との連携



# 令和7年度 きゃんばすルームの状況



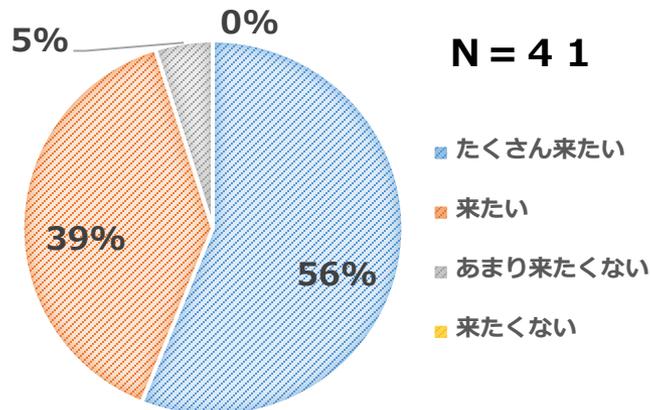
**令和7年度より「きゃんばすルーム」運営業務委託により、「きゃんばすルームサポーター」を配置**

**月に1回～数回程度や数ヶ月に1回、必要な時だけ利用する生徒から、毎日通う生徒まで様々な状況の生徒がいる状況である。**

- ・個別学習以外にも、きゃんばすルームからオンラインで教室の授業に参加したり、集団で学習に取り組む生徒も見られる。
- ・教室や「いっぽ」「room-K」「すてっぷ」などと併用している生徒もいる。
- ・きゃんばすルームからオンラインで授業参加する生徒もいる。
- ・利用生徒の多くが、「きゃんばすルーム」と「さわやか相談室」を行き来しながら、学習する時間やきゃんばすルームサポーターやさわやか相談員等とは話したりする時間を使い分けながら生活している。

# 令和7年度きゃんばすルームの効果検証

ばれっとラボ 生徒アンケートより (R7.12)  
「これからも『きゃんばすルーム』に来たいか」について



【主な理由】

(たくさん来たい・来たい)

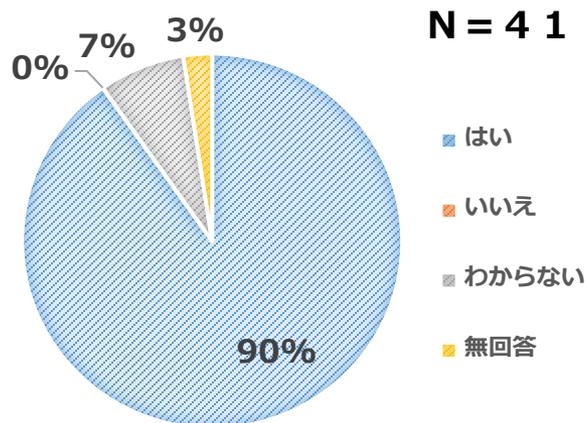
- ・勉強も教えてくれるから
- ・話をたくさん聞いてくれるから。
- ・居心地がいいから。
- ・自分のペースでいられるから。

(あまり来たくない・来たくない)

- ・少しずつ生活を戻したいから。
- ・教室で授業が受けたいから。

「きゃんばすルーム」利用生徒の**95%**が「たくさん来たい」「たまに来たい」と回答。なお、「来たくない」と回答した生徒についても、改善を提案する前向きな回答が見られた。

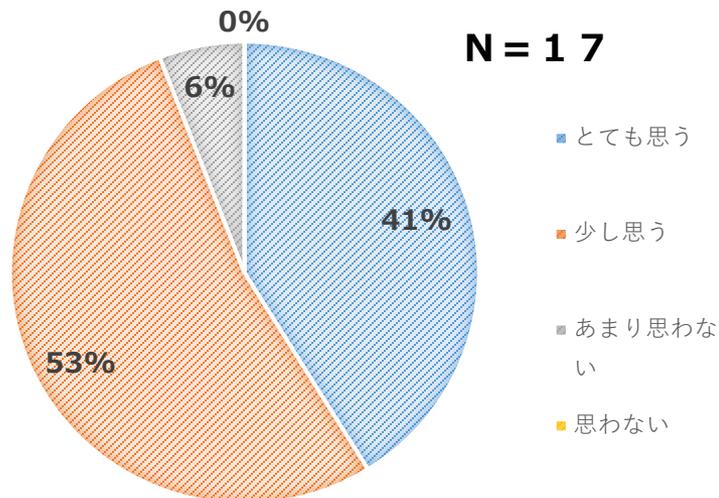
ばれっとラボ 生徒アンケートより (R7.12)  
「きゃんばすルームでは誰かに相談したり、わからないことを教えてもらったりすることができる」について



「きゃんばすルーム」利用生徒の**90%**が「きゃんばすルームでは誰かに相談したり、わからないことを教えてもらったりすることができる」と回答。

# 令和7年度きゃんばすルームの効果検証

ぱれっとラボ 保護者アンケートより (R7.12)  
「これからも『きゃんばすルーム』に通わせたいか」について

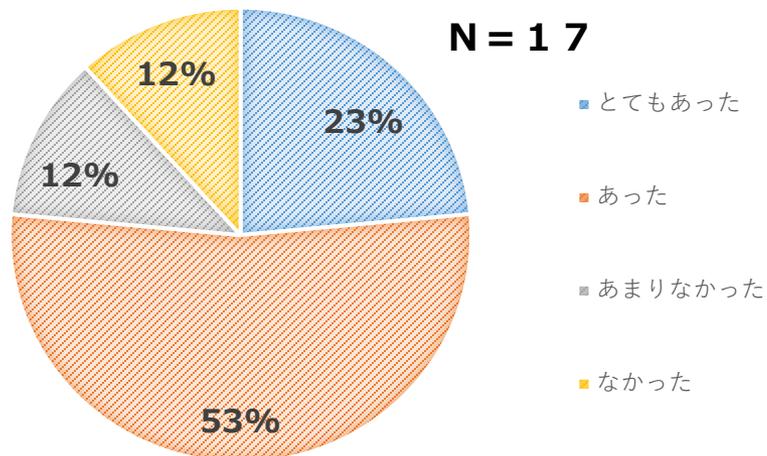


「きゃんばすルーム」利用生徒の保護者の**94%**が今後も「きゃんばすルーム」に通わせることに肯定的に回答。また、「精神的な安定」「居場所の確保」「学習支援」へのニーズが高いことが結果として見られた。

【どんな変化があったか】※自由記述欄より

- ・同じ学年のきゃんばすルームを利用するお友達が出来て楽しそうに登校出来るようになった。
- ・相談員の先生が話をよく聞いてくださるようで、話をする場があること。登校時から開いてるので行く場所に迷いはなくなりました。入学当初は相談室で話せる先生の出勤時間が登校時より遅い為嫌がることもありましたが、きゃんばすルームができてからはなくなりました。
- ・学校に行くのに泣いて嫌がる日や学校の話は、あまりしなかったが学校の話をしてくれるようになった。
- ・学校で体調不良になることが少なくなった。
- ・学校に行けるようになった。
- ・精神的に少し落ち着きました。
- ・明るくなった。
- ・元気になった。

ぱれっとラボ 保護者アンケートより (R7.12)  
「『きゃんばすルーム』利用によって子供に変化があったかについて

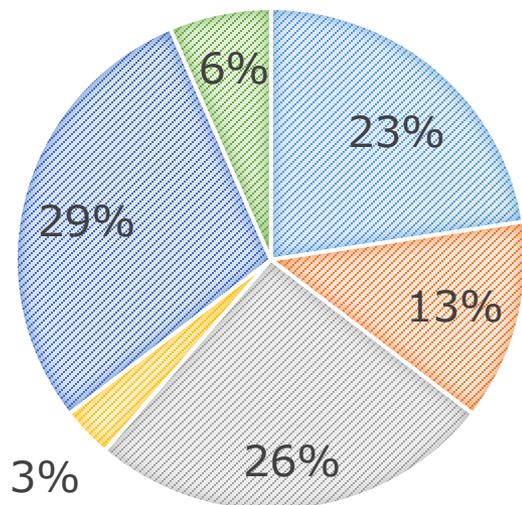


「きゃんばすルーム」利用生徒の保護者の**76%**が今後も「きゃんばすルーム」に通わせることに肯定的に回答。また、「精神的な安定」「居場所の確保」「学習支援」へのニーズが高いことが結果として見られた。

# きゃんばすルーム利用生徒の変化

令和6年度「きゃんばすルーム」利用生徒の変化について  
【R7.7実施】校内教育支援センターの設置促進事業の活用状況調査（文科省）より

N = 31



■ 通常学級での学習活動にほぼ移行した

■ 通常学級の在室時間・回数が増加した

■ 欠席が減り、校内教育支援センターの利用時間・日数が増加した

■ ほとんど学校に来ることができなかった児童生徒が、校内教育支援センターを利用することができるようになった

■ 欠席日数に大きな変化はないが、校内教育支援センターの利用を維持できている

■ 上記のような効果が見られなかった

中学校3年生の利用生徒（全中学校合計9名）については、**全員が全日制または通信制の高等学校に進路決定**

令和7年度については、「きゃんばすルームサポーター」配置に伴い、各校さらに活用が進んでおり、下記のような変化が見られている。

- ・不登校状態にあった生徒がきゃんばすルームに登校するようになった。
- ・きゃんばすルームを利用しながら、教室の授業にも参加できるようになった。
- ・きゃんばすルームで学習のやり方を学んだことをきっかけに教室で過ごせるようになった。
- ・きゃんばすルームで生活リズムが整い、授業や学校行事に出られるようになった。
- ・きゃんばすルームで先輩や同級生と仲良くなり、一緒に学習したり、生活できるようになった。



# 令和7年度 戸田市教育相談充実構想

## 小学校スクールカウンセラー

県費 月1日程度  
市費 全12校週2回配置 年90回

- 児童、保護者等の相談 ○教室訪問
- 教職員への助言 ○教職員研修の実施
- ケース会議等への参加 ○発達検査の実施

## 中学校スクールカウンセラー

県費3校週1回、3校隔週配置  
市費6名、年40回配置

- 中学校区の児童生徒、保護者等の相談
- 関係機関との連携 ○教職員への助言

ピアサポーター  
大学生ボランティア

## スクールソーシャルワーカー

各中学校週1日配置 ※県費2名・市費2名  
中学校2校は週2日配置

- 不登校への対応 ○児童生徒虐待への対応
- 家庭訪問対応 ○福祉との連携

## さわやか相談員・ボランティア相談員

さわやか相談員6名 週5日  
ボランティア相談員12名 1校230日

- 中学校区の児童生徒、保護者等との相談
- 教育センター・SC・SSWとの連携

# 各小・中学校

## 教育心理専門員

平日及び土日に配置 週4~5日 年200日程度

- 児童生徒、保護者等の相談 ○早期就学相談
- 発達検査の実施 ○5歳児発達健診での相談

## 「シェア型」オンライン教育支援センター

認定NPO法人カタリバと連携

- オンライン不登校支援プログラム
- オンライン教育相談・学習支援

「切れ目のない支援」「きめ細やかな支援」  
一人一人の多様なニーズに応じた教育相談

### 【重点事項】

- ① 専門性のある人材の安定的な確保
- ② 気軽に相談できる体制づくり
- ③ 不登校児童生徒支援の充実

## SNS教育相談

専門カウンセラー に対応

- SNS相談 17時から21時を想定 (4月開始) R6より期間を延長

## 教育相談コーディネーター

平成30年度から配置 週4回程度  
令和6年度より2名体制

学校及び各関係機関との相談機能の連携・強化

- 教育総合データベースの分析による不登校支援
- 総合的な教育相談体制の構築
- すてっぷとの連携・相談員の支援

## 日本語指導員

5名配置 週1~3日

- 市内小・中学校への日本語の訪問指導及びサポート
  - 日本語指導が必要な児童生徒等へのアセスメント
  - 日本語指導が必要な児童生徒及び保護者との相談
- ※別途日本語指導教員7校配置(予定)

拡充

## 戸田型校内サポートルーム支援

小学校「ばれっとルーム」に1名配置 年169日  
中学校「きゃんぱすルーム」に1名配置(予定)

- 不登校対策支援 ○ばれっとルーム運営(小)
- 校内巡回 ○学習補助 ○生徒指導対応

# 戸田市立教育センター

## 教育支援センター「すてっぷ」

戸田市立教育センター内：「すてっぷ」  
西部福祉センター内：「西すてっぷ」

平日 9:30~15:00 年190日程度

- 戸田市不登校対策支援の拠点
- 不登校児童生徒に適した支援プログラムの実施
- 不登校児童生徒の保護者支援
- アウトリーチ型支援の研究と実践

## 生徒支援教室「いっぽ」

月~金 10:00~15:00

- 埼玉県教育委員会設置
- 個別学習(いっぽのスタッフが支援)
- 体験活動(栽培活動・高校生等との交流等)
- 戸田市教育委員会との連携事業

## 心の教育アドバイザー

平成30年度から1名配置 週2回程度

- 小・中学校、幼稚園・保育園と連携・訪問・相談
- 福祉、医療等と幅広く連携した早期就学相談
- 一人一人の教育的ニーズに応じた就学相談

# 報告事項

令和8年第2回教育委員会(定例会)

令和8年2月17日(火)

戸田市役所3階 教育委員室

# 1 報告事項

ページ

- ① 美笹中学校改築等工事に係る基本設計について…………… 1  
(教育総務課)
- ② 令和7年度戸田市算数・数学フェスティバルの実施について…………… 9  
(教育政策室)
- ③ 令和7年度戸田市教育フェスティバルの実施について…………… 12  
(教育政策室)
- ④ 令和7年度小・中学校児童生徒プレゼンテーション大会の実施について…………… 14  
(教育政策室)
- ⑤ 戸田市民大学記念講演会の開催について…………… 15  
(生涯学習課)
- ⑥ 第78回優良公民館表彰について(新曽公民館)…………… 16  
(生涯学習課)
- ⑦ その他

# 美笹中学校改築等工事に係る基本設計について 報告事項

## はじめに

美笹中学校の校舎は、教室棟が築60年以上経過しており、コンクリートに経年劣化が確認されていることから、新たな校舎の建築が必要となっています。

そのため、美笹中学校の生徒会、学校運営協議会などを委員とした委員会を設置し、令和7年(2025年)3月に戸田市立美笹中学校建替基本計画を策定しました。

基本設計は、生徒の想いや地域の声を反映した基本計画を具体化したものとして取りまとめたものです。

## 戸田市立美笹中学校建替基本計画 令和7年3月策定

### 建替えコンセプト

一人ひとりの多様な学びや交流を育み、愛着の持てるみんなにやさしい学び舎

### 整備方針

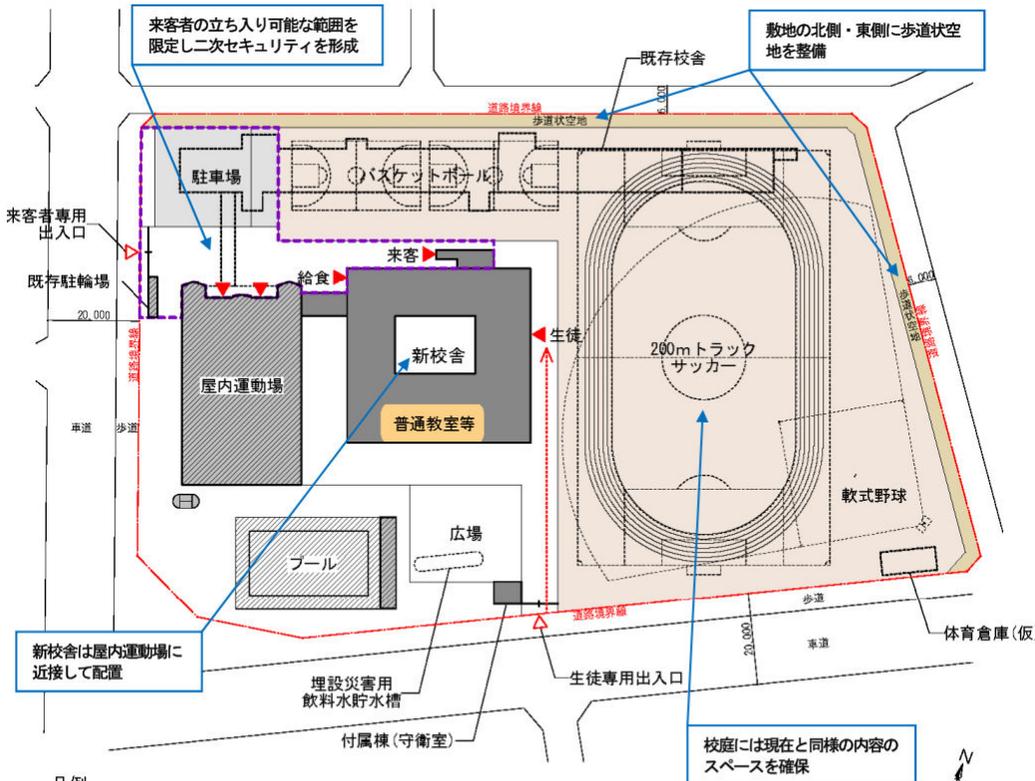
学び：学習意欲を高める多様な学びの空間づくり

生活：健やかな心と身体を育み、みんなが居心地のよい空間づくり

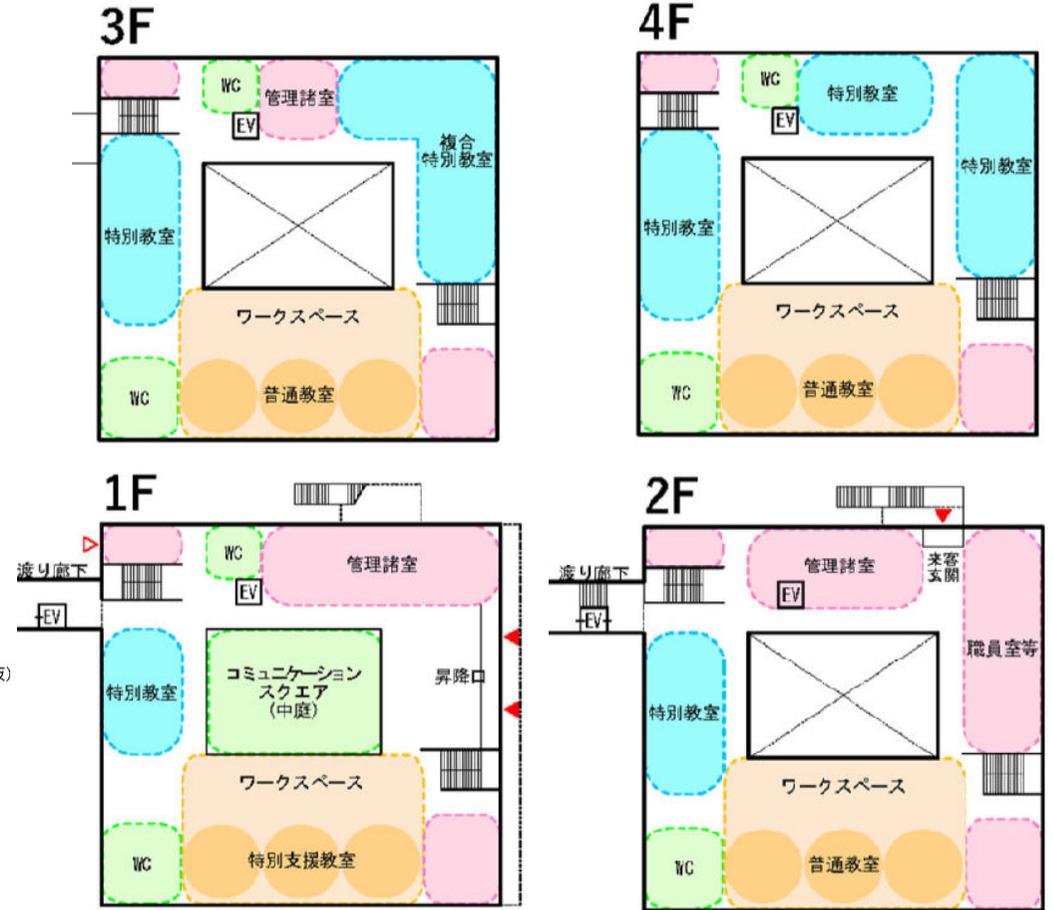
共創：生徒を主体とした交流やコミュニティの形成を促進する空間づくり

安全：防犯や防災に配慮し、誰もが利用しやすく安全安心な施設づくり

環境：緑豊かな地域に調和し、省エネルギー化を目指した施設づくり

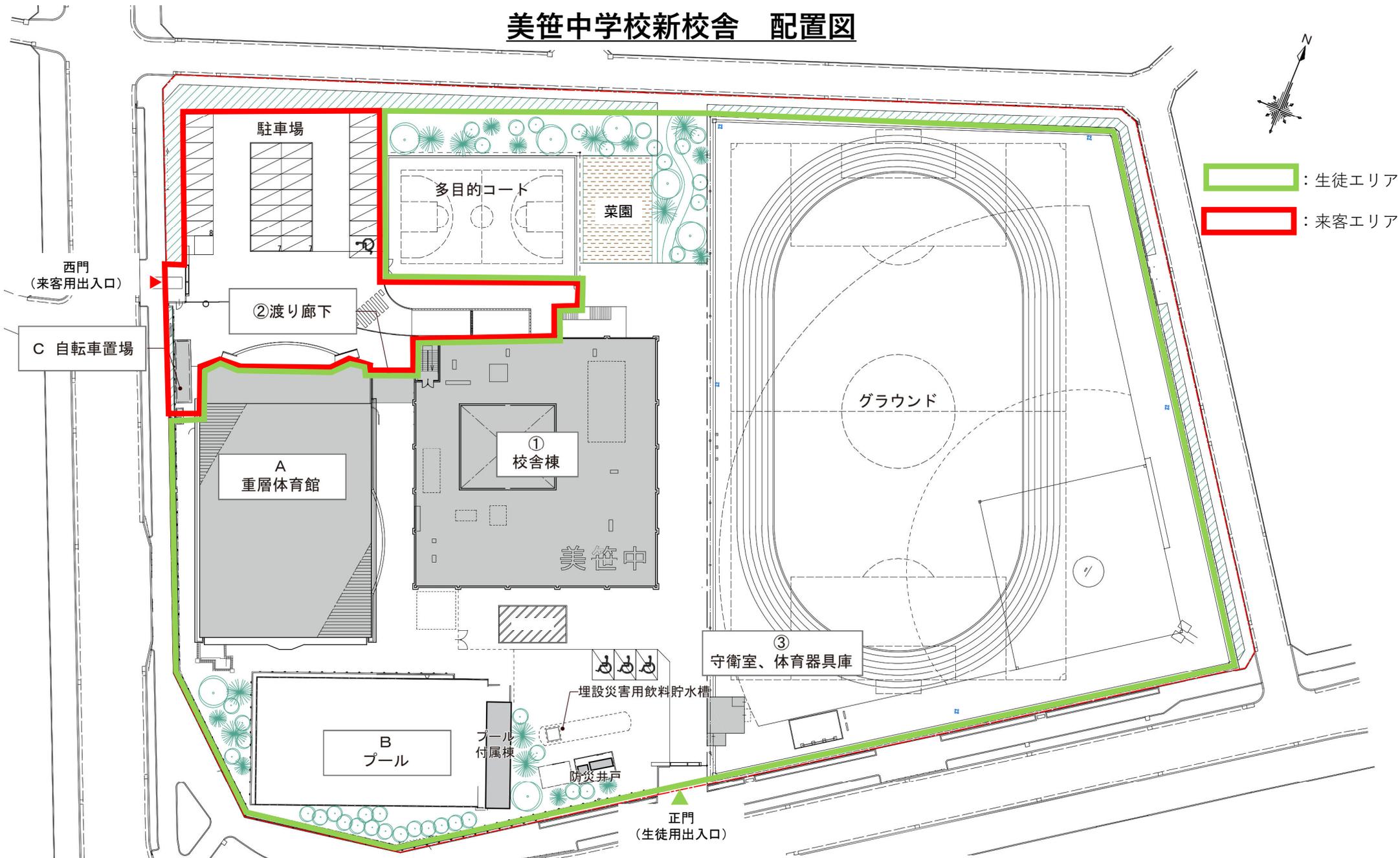


基本計画の配置ゾーニング



基本計画の平面ゾーニング

# 美笹中学校新校舎 配置図



: 生徒エリア  
 : 来客エリア



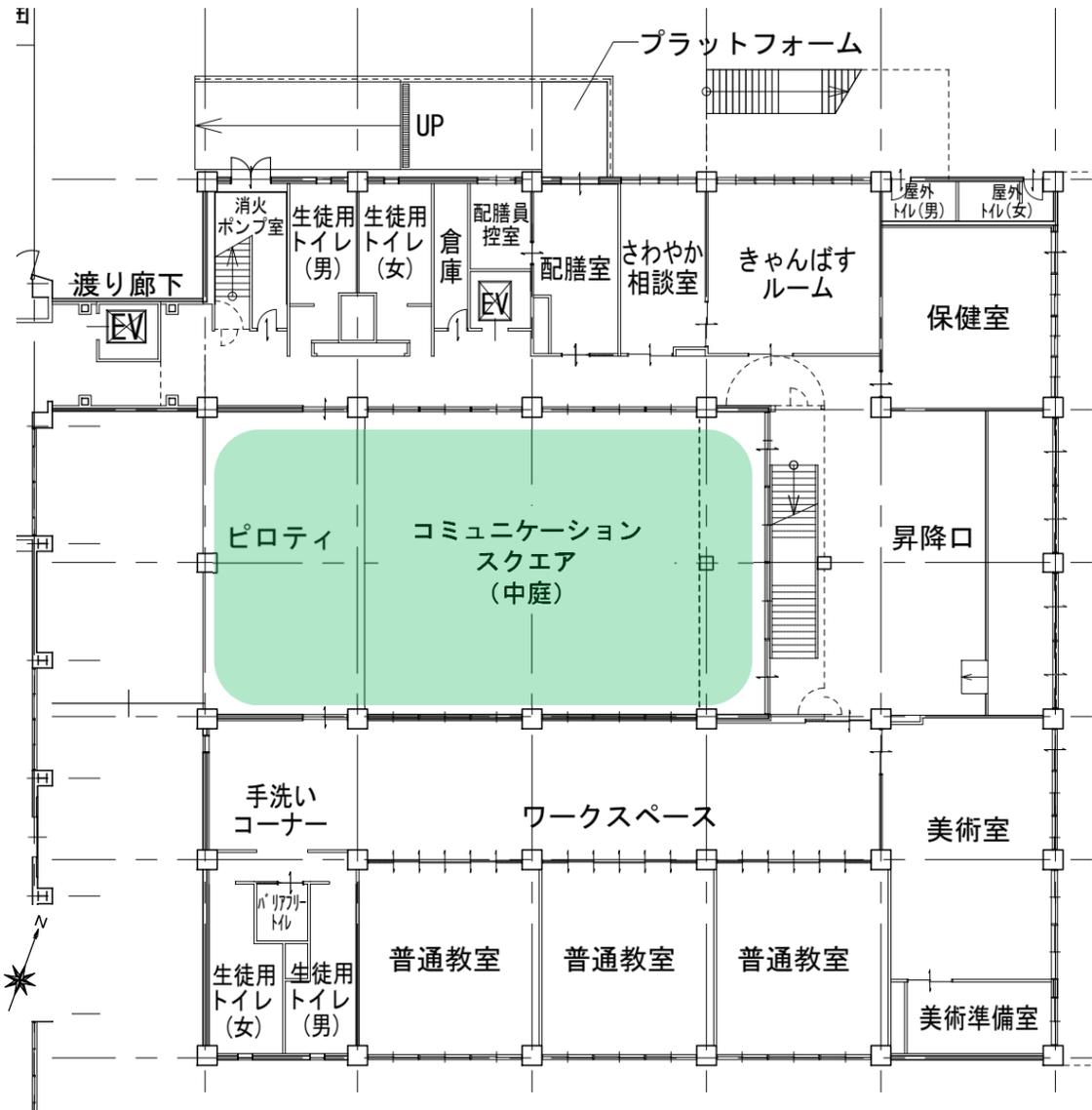
## セキュリティ計画

- 敷地境界は高さ 2 m のフェンスを基本とします。
- 生徒エリアと来客エリアを明確に分けます。
- 正門（生徒用出入口）には守衛室を設けます。

番号	棟名	種別	構造形式	階数	竣工年 (予定)	備考
①	校舎棟	新設	鉄筋コンクリート造	4階建 (塔屋1階)	(令和12年)	
②	渡り廊下	新設	鉄骨造	2階建	(令和12年)	
③	守衛室、体育器具庫	新設	鉄筋コンクリート造	1階建	(令和12年)	
A	重層体育館	既設	鉄筋コンクリート造	3階建	平成5年	武道場含む
B	プール	既設	—	—	昭和59年	附属棟 (更衣室)
C	自転車置場	既設	軽量鉄骨造	1階建	平成5年	



# 1階：コミュニケーションスクエア（中庭）



## 【整備方針より】

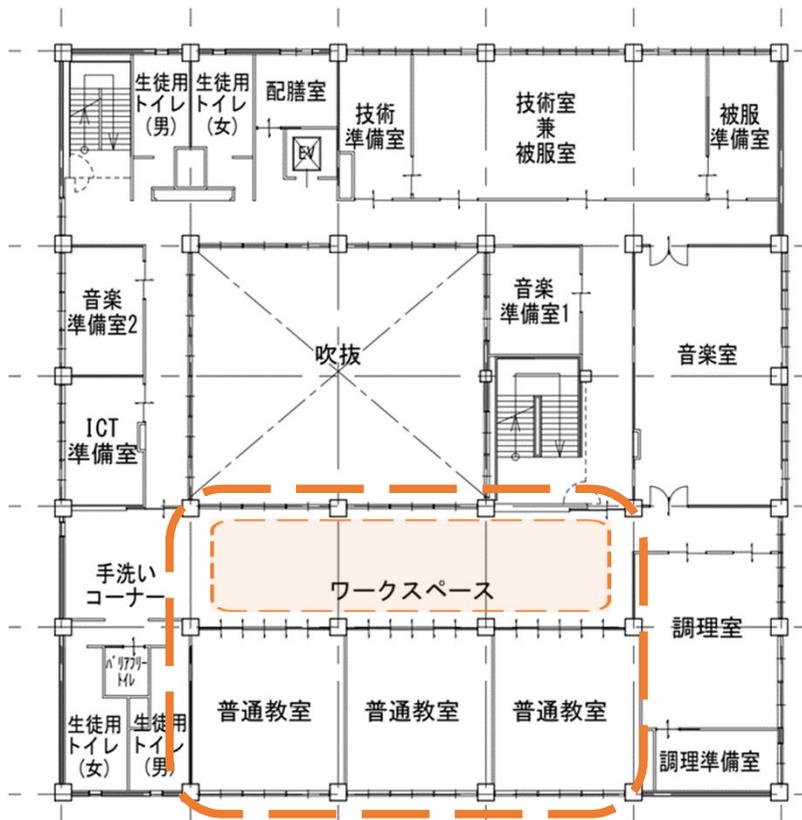
- ・居場所となる温かみのある生活空間
- ・他学年を含めた生徒同士の交流

- ・生徒が休み時間や下校時に気軽に利用でき、他学年の交流を含めた憩い場とします。
- ・上履き利用を想定したデッキ仕上げとし、雨天時には部分的に利用できるようピロティを配置します。
- ・コミュニケーションスクエアを囲む形で廊下を計画することで、校舎全体の視認性を高め、死角のない環境とします。



参考)デッキ仕上げの中庭イメージ  
※戸田東小中学校の中庭を編集

# 各階：教室＋ワークスペース



## 【整備方針】

・多様な学習を展開できる教室

○まとまりのある教室配置  
 1, 3, 4階→通常学級  
 2階→特別支援学級

- ・教室の大きさは8 m × 9 mとし、全て南向き配置とすることで、陽当たりがよく、快適な学習空間を実現します。
- ・教室に隣接してワークスペースを配置し、教室の間仕切りには多連引き戸を採用することで、教室とワークスペースが一体となり、多様な学習形態に対応できる開放的な空間とします。
- ・生徒用ロッカーは教室内背面に配置し、教材やカバンなどが収容できる大容量を確保します。

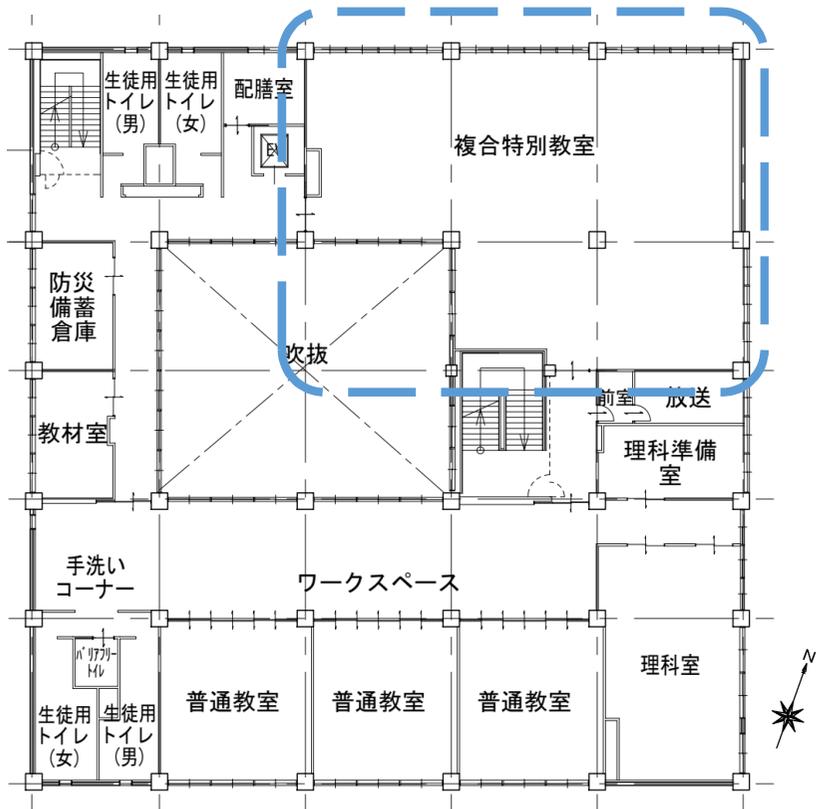


参考) 多連引き戸を使用した教室イメージ



参考) ワークスペースを活用した授業イメージ

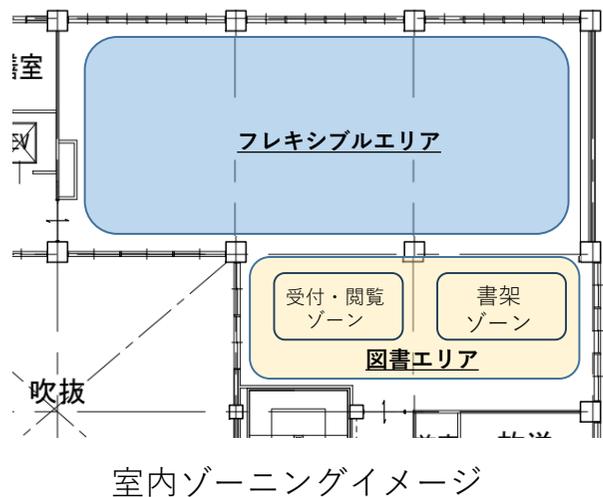
# 3階：複合特別教室



## 【整備方針より】

- ・柔軟に対応できる多目的スペースなどの環境整備

複合特別教室は校舎の中心となる3階に設け、多機能型教室とします。



## 機能

- ・図書室
- ・メディアルーム
- ・集会室、自習室
- ※災害時は避難スペース

## 設え

- ・木質化
- ・フレキシブルに利用できる机、椅子
- ・カウンターテーブル
- ・大型プロジェクタ

室内ゾーニングイメージ



参考) 複合特別教室\_メディアルーム イメージ：(株)内田洋行 (ICT 構築)



参考) 複合特別教室\_図書室 イメージ：(株)内田洋行 (図書室 構築)

# ボリュームパース



# 今後のスケジュール(予定)

## 設計スケジュール

	R7年度			R8年度												R9年度		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
設計業務	基本設計			実施設計														
	●基本設計決定															●改築工事に係る法令手続き		
																●工事入札手続き		
市民等			●基本設計の周知					●地元説明会 対象：美笹中、 美谷小、笹目小、 近隣住民								●実施設計、 工事開始の周知		

## 工事スケジュール

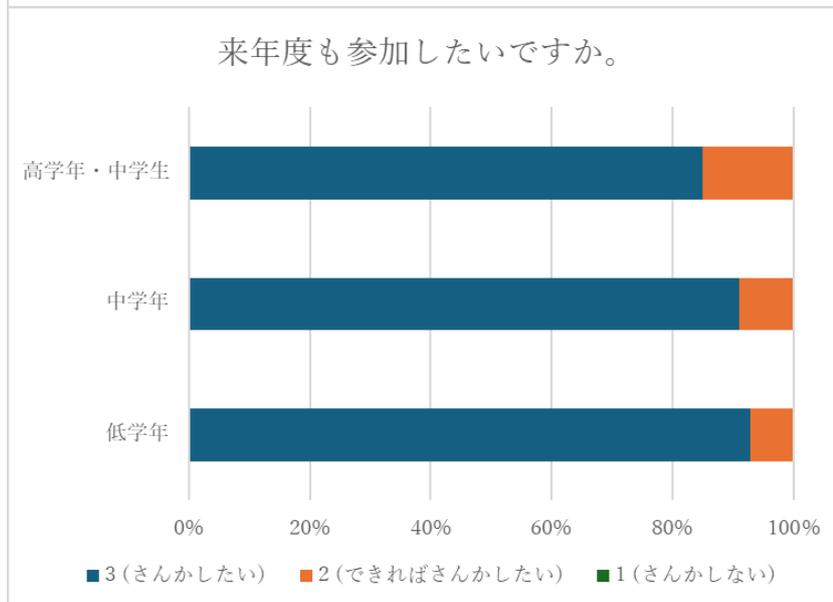
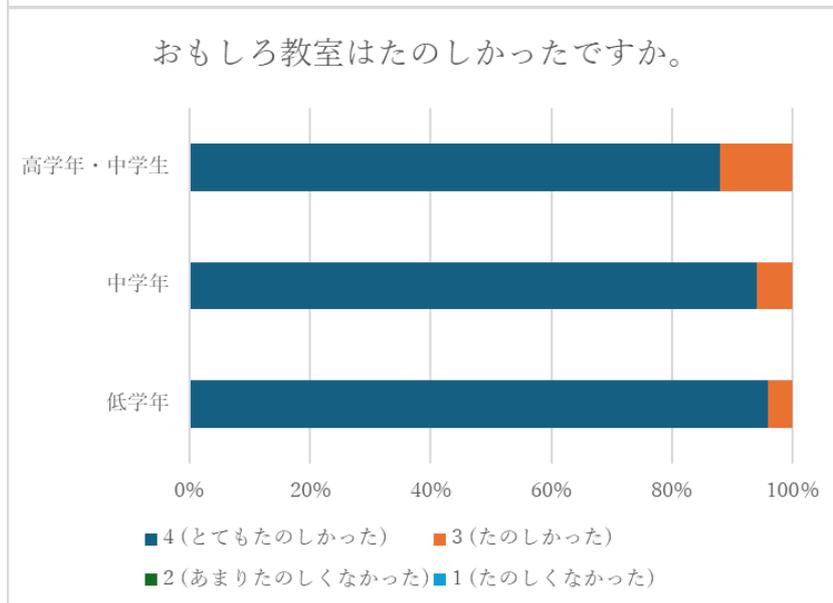
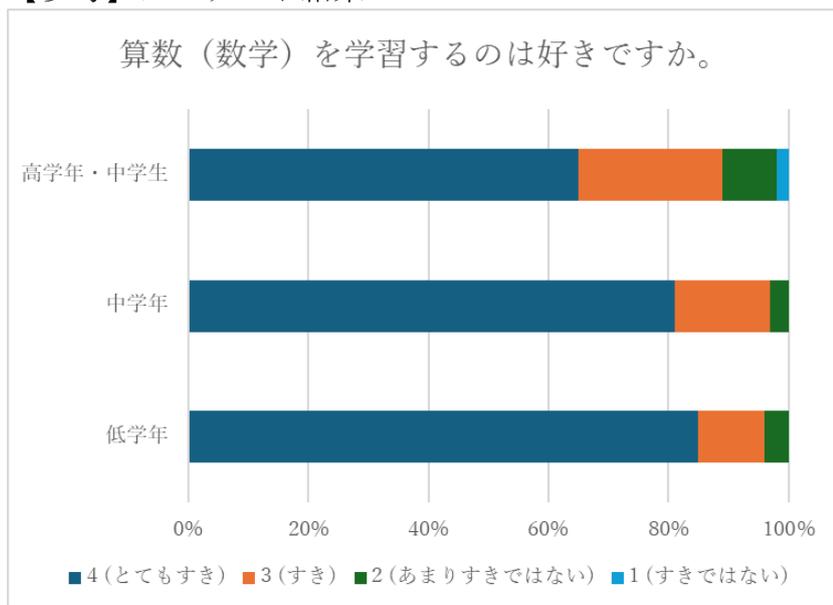
	R9年度				R10年度				R11年度				R12年度				R13年度			
	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1
校舎改築等	校舎改築等工事												新校舎供用開始							
既存校舎解体													既存校舎解体工事							
グラウンド整備													グラウンド・外構整備							

## 令和7年度 戸田市算数・数学フェスティバル結果について

- 1 実施日時 令和7年11月29日(土)
  - (1) 第22回数学コンテスト 9:30~12:00
  - (2) 第18回算数・数学おもしろ教室 14:00~16:00
  
- 2 実施会場 戸田市立教育センター 戸田市文化会館  
(H20~23 芦原小、H24~26 戸一小、H27~29 戸南小、H30~R02 芦原小、R03・04 新曾北小  
R5 オンライン・戸田市文化会館、R6 新曾北小)
  
- 3 結果等
  - (1) 第22回数学コンテスト
    - ア 対象者 市内在住の小学校4年生から中学校3年生
    - イ 応募、参加児童生徒
      - ・応募者数 24名(小21名、中3名)
      - ・参加者数 20名(小18名、中2名)
      - ※令和6年度 参加者26名(小19名、中7名)
    - ウ 問題について ホームページに掲載
    - エ 成績優秀者
      - ・最優秀賞 戸田東小学校 5年
      - ・優秀賞 <成績優秀者(学校・学年順)>
 

戸田第一小学校	4年
戸田第一小学校	6年
戸田第一小学校	5年
美谷本小学校	5年
美谷本小学校	6年
戸田南小学校	4年
芦原小学校	6年
芦原小学校	6年
戸田中学校	1年
戸田東中学校	3年
    - オ 平均点 57.45点 ※令和6年度 39.3点
  - (2) 第17回算数・数学おもしろ教室について
    - ア 対象者 市内在住の小学校1年生から中学校3年生
    - イ 応募、参加児童生徒
      - ・応募者数 90名(小88名、中2名)
      - ・参加者数 70名(小70名、中0名)
      - ※令和6年度 参加者98名(小96名、中2名)
  
- 4 講師等
  - ・学校経営アドバイザー(数学コンテスト)
  - ・中学校アクティブティーチャー 6名(数学コンテスト)
  - ・市内ボランティア教員 11名(算数・数学おもしろ教室)
  - ・学生ボランティア 5名(算数・数学おもしろ教室)
  
- 5 その他 「算数・数学おもしろ教室」の中学年コースは、株式会社 math channel 代表の横山明日希様に、高学年・中学生コースは、東京理科大学特任教授の松本明様に講師として実施いただいた。

【参考】アンケート結果



『参考』当日の写真



## 令和7年度戸田市教育フェスティバルの実施について

実施日時：令和8年1月8日（水）

14：15～16：30

実施会場：オンライン（Zoom）

### 1 参加人数

教職員	戸田市関係者 （市長、市議、教育委員、 市職員等）	市外の参加者 （教育関係者等）
約700名	約10名	32名

#### 〈市外の参加者〉

- ・ 教育委員会、学校関係者  
（東京都稲城市教育委員会、久留米市教育委員会、その他埼玉県内市町等）
- ・ 民間企業・一般社団法人などの教育業界関係者

### 2 内容

講師	文部科学省 初等中等教育局 教育課程課 学校教育官 岩岡寛人 氏
「演題」	「多様な子供達の『深い学び』を確かなものに」

### 3 その他

戸田市立教育センターを会場、教職員は所属校にてWEB会議システムにより参加した。

#### 4 講演の感想の一部（教員アンケートから抜粋）

- 今日の御講演の中で「深い学び」についてのお話がありましたが、何年たってもこの「深い学び」がどういうものなのかが、いまいはっきり分からない部分がありましたが、「ネットワークを繋げる」というお話を聞いて明確になりました。児童それぞれがもっている知識や考えを繋げてあげて意識していきたいと思います。また、「意味を理解して使いこなす」というお話も印象に残りました。断片的な知識で終わるのではなく、それを活用していけるようにしたいと思います。
- 深い学びの実現のために、日ごろから学習指導要領をもとに思考・判断・表現力を軸に教師側の単元デザインがどれだけしっかりできるかが大切だということ、その単元の学び方やどんな力がついてほしいのかを子供たちにきちんと伝えることを意識して日々の授業を取り組んでいきたいと思いました。
- 現行の学習指導要領、そして次期学習指導要領が、どのようなねらいや思いで議論され、作られているかを知ることができ、それを踏まえて明日からの授業改善につなげていこうと強く思いました。ペーパーテストが評価の大半を占めるような授業計画ではなく、単元ベースの授業づくりを心がけ、どのタイミングで、どのような方法で、生徒のどのような力をみとるのかをしっかりと考えていきます。
- 深い学びの深いとは何かということがわかりました。教師が散らばった知識を結び付けて、活用できるようにサポートしていかなくてはいけないということがわかりました。知識と知識を結び付けられるような授業ができるようにしていきたいと思います。また、今の学習指導要領は探したい部分を見つけるのが大変だと感じていました。比べられるようになったり、活用できる教材に飛べたりする機能がつく予定と聞き、活用してみたいと思えました。
- 学習指導要領に基づいた授業改善に向かって、どのような考えで取り組んでいけばよいのかが見えてきました。勤務時間内に終わることが非常に難しい中ではありますが、よりよい授業展開を目指してこれからも研鑽を重ねていきたいと思います。また、指導と評価の一体化をもう一度見直しながら授業計画を練り直していきたいと感じました。

以上

## 令和7年度 戸田市小・中学校児童生徒プレゼンテーション大会 (戸田型PBL発表会)の実施について

実施日時：令和8年1月24日(土)  
13:00～16:30

実施会場：戸田市文化会館 大ホール

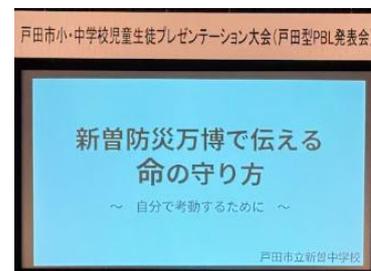
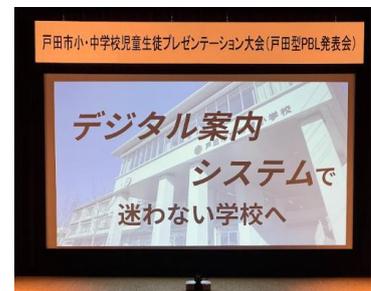
### 1 参加人数

児童生徒 (発表者)	学校管理職 (校長・教頭)	教員 (引率・一般)	保護者	来賓・ 教育関係者	計
71名	24名	42名	211名	15名	366名

※参考：令和6年度は339名

### 2 内容

- (1) 開会 教育長挨拶
- (2) 発表 小学生の部  
中学生の部
- (3) スペシャルデモンストレーション  
Google for Education  
マーケティング統括部長・アジア太平洋地域  
スチュアート ミラー 氏
- (4) 審査結果発表
- (5) 表彰
- (6) 審査委員長による講評
- (7) 閉会



### 3 結果

金賞 新曽小学校「デジタル案内システムで迷わない学校へ」  
新曽中学校「新曽防災万博で伝える命の守り方  
～自分で考動するために～」

銀賞 戸田東小学校 美笹中学校  
笹目東小学校

銅賞 戸田第一小学校 戸田東中学校  
美谷本小学校  
戸田南小学校

### 4 その他

- ・「Education Weeks」(～2月10日)に市内全教職員が動画を視聴
- ・2月6日(金)～2月26日(木)に限定公開アーカイブ配信  
(視聴を希望する戸田市内教職員・保護者・関係者のみ)
- ・金賞1校(小学校)のプレゼンテーション動画をYouTubeに掲載

# ストレス時代を生き抜く



講師

うみはら じゅんこ  
**海原 純子** 氏

医学博士、心療内科医、読売新聞連載「人生案内」回答者

物価高や天候不順、先が見えない不安感…ストレス要因が多い中で、気持ちを前向きにしていくにはどうすればよいのでしょうか。ストレスのサインと、それに気付く方法、回復力を伸ばす具体策などを紹介しながら、大人の生き方について考えます。

日時 **2026年3月7日(土)** 午後2時から3時40分

※開始前に市民大学閉講式を実施します

会場 戸田市文化会館 304会議室

費用無料・申込順

対象 市内在住・在勤・在学者 80名

※オンデマンド配信あり(講座終了後、市公式YouTubeに期間限定・申込者限定で動画を公開)

申込 申込フォーム(下記URL・二次元コード)・メール・電話で

※2026年2月2日(月)午前9時～ 申込開始

※配慮が必要な方は申込時にお知らせください。

<https://www.city.toda.saitama.jp/ques/questionnaire.php?openid=1258>



お問合せ 戸田市民大学事務局(戸田市教育委員会事務局 生涯学習課内)

電話:048-441-1800(内線308)

メール:[simin-daigaku@city.toda.saitama.jp](mailto:simin-daigaku@city.toda.saitama.jp)

第78回優良公民館表彰 表彰館一覧

最優秀館 (1館)			
都道府県名	市町村名	公民館・施設名	キャッチフレーズ
東京都	国立市	くにたちしこうみんかん 国立市公民館	誰もが「ともに学びあう」共生の地域を創る

優秀館 (5館)			
都道府県名	市町村名	公民館・施設名	キャッチフレーズ
宮城県	登米市	とめしとよまごうみんかん 登米市登米公民館	One for all All for one
長野県	塩尻市	しおじりしちゅうおうこうみんかん 塩尻市中央公民館	地域をつなげ、楽しくつながる公民館を目指して
島根県	益田市	ますだしやすだごうみんかん 益田市安田公民館	笑顔の花咲く安田公民館
岡山県	西粟倉村	にしあわくらそんあわくらかいかん 西粟倉村あわくら会館※	人と人をつなげるジェネレーター
鹿児島県	鹿児島市	かごしましまつもとごうみんかん 鹿児島市松元公民館	学び・つどい・つながる 松元公民館

表彰館一覧 (上記6館含む)

No.	都道府県名	市町村名	公民館・施設名	キャッチフレーズ
1	北海道	今金町	いまかねちようみんせんたー 今金町民センター※	動く公民館
2	北海道	奈井江町	ないえちようこうみんかん 奈井江町公民館	"ずどーん"と町民が集う公民館
3	青森県	八戸市	はちのへしりつこうようこうみんかん 八戸市立江陽公民館	災害に強い地域づくりを目指して
4	青森県	弘前市	ひろさきしりつちゅうおうこうみんかん 弘前市立中央公民館	地域の未来へ！ 学校＋公民館
5	岩手県	一関市	いちのせきしむろねしみんせんたー 一関市室根市民センター※	集い語らい「力合わせてみんなで創ろう」豊かな室根！
6	岩手県	野田村	のだむらそうごうせんたー 野田村総合センター※	くらしの中の 高め合いとふれ合いの場
7	宮城県	登米市	とめしとよまごうみんかん 登米市登米公民館	One for all All for one
8	秋田県	横手市	よこてしあさくらちゅうこうゆうせんたー あさくらかん 横手市朝倉地区交流センター あさくら館※	地区住民が主役！ 学校と地域の連携から
9	福島県	川俣町	かわまたまちちゅうおうこうみんかん 川俣町中央公民館	『これからも“学び” 続けよう』
10	茨城県	筑西市	ようさんこみゆにていせんたー 養蚕コミュニティセンター※	三世代でまちづくり
11	茨城県	古河市	こがしちゅうおうこうみんかん 古河市中央公民館	なんでもchallenge!～公民館の限界に挑戦～
12	群馬県	高崎市	たかさきしちゅうこうみんかん 高崎市寺尾公民館	中学校と地域をつなぐ公民館
13	群馬県	前橋市	まえはしかみかわふちこうみんかん 前橋市上川淵公民館	こどもの体験とチャレンジを応援する地域拠点
14	埼玉県	戸田市	とだしりつにいぞごうみんかん 戸田市立新曽公民館	公民館で広がる探究の輪 学びと芸術の共演

## 第78回優良公民館表彰 表彰館一覧

No.	都道府県名	市町村名	公民館・施設名	キャッチフレーズ
15	埼玉県	深谷市	ふかやしおかべこうみんかん 深谷市岡部公民館	高齢者も学び合い、交流で輝く地域づくり
16	埼玉県	所沢市	ところざわしとみおかまちづくりセンター 所沢市富岡まちづくりセンター	地域と共に成長する富岡まちづくりセンター
17	東京都	国立市	くにたちしこうみんかん 国立市公民館	誰もが「ともに学びあう」共生の地域を創る
18	神奈川県	平塚市	ひらつかしりつおのおこうみんかん 平塚市立大野公民館	元気も学びも大野から！
19	神奈川県	伊勢原市	いせはらしりつちゅうおうこうみんかん 伊勢原市立中央公民館	故郷いせはら 文化・伝統を地域と守り抜く
20	新潟県	三条市	さんじょうしおおじまこうみんかん 三条市大島公民館	おおじま & すぐろ 地域をつなぐ公民館
21	富山県	黒部市	くろべりつうちやまこうみんかん 黒部市立浦山公民館	よってかれ～。笑顔の集う公民館
22	富山県	高岡市	たかおかしふくたちいきこうりゅうせんたー 高岡市福田地域交流センター※	福田だよりとSNSを軸に地域づくり～公民館・地域一体の取り組み～
23	石川県	加賀市	かがしりつはしたてこうみんかん 加賀市立橋立公民館	自然と歴史に寄り添うまち～つながりと豊かさを求めて～
24	石川県	穴水町	あなみずちょうつあなみずこうみんかん 穴水町立穴水公民館	世代間交流による仲間づくり
25	石川県	白山市	はくさんしりつちょうやこみゆにていせんたー 白山市立蝶屋コミュニティセンター※	さくらが教えてくれた、ふるさとのやさしさ
26	石川県	金沢市	かなざわしとがしこうみんかん 金沢市富樫公民館	子供たちと手を携え安全・安心の未来社会を
27	福井県	福井市	ふくいししみずひがしこうみんかん 福井市清水東公民館	清水東の宝《越前すげ笠》伝統文化継承の為に
28	山梨県	上野原市	うえのはらしおおめこうみんかん 上野原市大目公民館	地域でつくる公民館
29	長野県	塩尻市	しおじりしちゅうおうこうみんかん 塩尻市中央公民館	地域をつなげ、楽しくつながる公民館を目指して
30	長野県	豊丘村	とよおかむらこうみんかん 豊丘村公民館	SDGs・ESDの推進拠点施設～微力だけでも決して無力ではない～
31	岐阜県	土岐市	とけしりつひだこうみんかん 土岐市立肥田公民館	町民運動会からみんなのフェスティバルへ
32	静岡県	静岡市	しずおかしおきつしょうがいがくしゅうこうりゅうかん 静岡市興津生涯学習交流館※	学びと出会える場所
33	静岡県	静岡市	しずおかしなんぶしょうがいがくしゅうせんたー 静岡市南部生涯学習センター※	花とみどりで地域を盛り上げる
34	愛知県	蒲郡市	がまごおりしふそうこうみんかん 蒲郡市府相公民館	学校と公民館から広がる新しい地域の輪
35	愛知県	瀬戸市	せとすいなんこうみんかん 瀬戸市水南公民館	水南公民館でつながる、心と心の交流
36	京都府	宮津市	みやづちこうみんかん 吉津地区公民館	地域の魅力を知り つながる 吉津地区
37	鳥取県	鳥取市	とっとりしりつこわしがわちこうみんかん 鳥取市立小鷲河地区公民館※	災害で誰も死なないまちづくり
38	島根県	益田市	ますだしやすだこうみんかん 益田市安田公民館	笑顔の花咲く安田公民館
39	岡山県	津山市	つやましひろのこうみんかん 津山市広野公民館	子ども地域の主役

※・・・公民館と同等の施設

## 第78回優良公民館表彰 表彰館一覧

No.	都道府県名	市町村名	公民館・施設名	キャッチフレーズ
40	岡山県	里庄町	さとしょうちょうちゅうおうこうみんかん 里庄町中央公民館	集う！つながる！笑顔広がるまちなまなか
41	岡山県	西粟倉村	にしあわくらそんあわくらかいかん 西粟倉村あわくら会館※	人と人をつなげるジェネレーター
42	広島県	広島市	ひろしましわせたこうみんかん 広島市早稲田公民館	集い、学び、つながる坂の上の公民館
43	広島県	広島市	ひろしましこいうえこうみんかん 広島市己斐上公民館	茶臼山のふもと 己斐上学区の「へそ」己斐上公民館へようこそ！
44	広島県	福山市	ふくやましつねかねまるこうりゅうかん 福山市常金丸交流館※	地域が教室、交流館が架け橋
45	山口県	周防大島町	すおうおおしまちょうおおしまこうみんかん 周防大島町大島公民館	未来を担う子ども達のために Smile(笑顔) Safety(安全) Spirit(心)
46	山口県	美祢市	みなしにかまこうみんかん 美祢市嘉万公民館	なかまとつながる、地域の拠点
47	山口県	山陽小野田市	さんようおのだしすえちいきこうりゅうせんたー 山陽小野田市須恵地域交流センター※	地域の絆を深める交流センターの挑戦：コロナ禍での新しい形のコミュニティづくり
48	徳島県	鳴門市	なるとしせとこうみんかん 鳴門市瀬戸公民館	気軽に立ち寄れる地域拠点を目指して
49	徳島県	徳島市	とくしましすみよし・じょうとうこうみんかん 徳島市住吉・城東公民館	えがおいっぱい みんなで住吉音頭！
50	愛媛県	西条市	さいじょうしおおふきこうみんかん 西条市大保木公民館	夢・元気 ギュッ！と大保木
51	愛媛県	四国中央市	しこくちゅうおうしせきがわこうみんかん 四国中央市関川公民館	「また明日」公民館での合言葉
52	愛媛県	八幡浜市	やわたはましりつかみやまちこうみんかん 八幡浜市立神山地区公民館	地域のまなか、私たちの元気な公民館
53	愛媛県	松山市	まつやましひさえだこうみんかん 松山市久枝公民館	地域とともに子どもを育み伝統文化を守る
54	長崎県	長崎市	ながさきしそとめこうみんかん 長崎市外海公民館	外海の資産を生かす講座と地域行事への参画
55	大分県	中津市	なかつしさんこうこみゆにていーせんたー 中津市三光コミュニティーセンター	めざそう！あいさつ世界一
56	鹿児島県	鹿児島市	かごしままつもとこうみんかん 鹿児島市松元公民館	学び・つどい・つながる 松元公民館
57	鹿児島県	指宿市	いびすきりつかいもんこうこうみんかん 指宿市立開聞校区公民館	開聞岳が育む地域のきずな 開聞校区公民館
58	鹿児島県	天城町	あまぎちょうぼうさいせんたー（しょうがいがくしゅうすいしんしつ） 天城町防災センター（生涯学習推進室）※	WakuWaku さあ はじめよう！
59	鹿児島県	鹿屋市	かのやしたかまちこうりゅうそくしんせんたー 鹿屋市高隈地区交流促進センター※	たえまなく かがやきながら くり広げられる まなび舎
60	沖縄県	那覇市	なはししみねこうみんかん 那覇市石嶺公民館	♪いこうね いしみね たのしみね♪

※・・・公民館と同等の施設

# 公民館で広がる探究の輪 学びと芸術の共演

## 戸田市立新曾公民館(埼玉県)



ビッグバンドジャズオーケストラ演奏会



公民館まつり

### 公民館の沿革・年表

- 昭和52年 新曾福祉センター内に複合施設として新曾公民館設置
- 平成31年 ITパソコン相談開始
- 令和元年 いいとだスポット(フリーWi-Fi)設置
- 令和5年 一部貸室のWi-Fi利用開始
- デジタルデバイドの解消を図るため、スマホ・パソコン相談と同時開催としてICT活用ミニ講座を開催
- 令和6年 ホールイベントをオンラインでも開催し、市内3館でホール事業が見れるように実施。

### 左図・写真の説明など(PRポイントなども可)

- 新曾公民館ホールでビッグバンドジャズオーケストラ演奏会を開催し、令和6年度は155名が来館して好評を得た。同年度にはオンライン配信を実施し、市内全公民館で演奏の臨場感を楽しめるようになった。ジャズ演奏会以外にも、ペーパーコンサートや落語公演など多様なイベントを提供している。
- 新曾公民館では、毎年公民館まつりを開催し、地域の絆を深めるため学校とも連携して世代間交流を促進している。また、グランドピアノを備えたホールを活用し、音楽イベントや文化的催しを通じて地域の芸術文化活動の拠点として機能している。

<b>公民館情報</b>	1. 公民館対象人口	34,641人	4. 利用可能時間	9:00~21:30
	2. 建物設置年月日	昭和52年3月25日	5. 来館者のインターネット接続環境	無線LAN(Wi-Fi等)
	3. 開館日数	337日	6. 来館者のインターネット接続最大端末数	30台
7. 運営主体	<input checked="" type="checkbox"/> 市町村教育委員会 <input type="checkbox"/> 指定管理者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )			
8. 来館者数	<input checked="" type="checkbox"/> 学級・講座 1,074人 <input checked="" type="checkbox"/> 貸館、サークル活動 40,892人 <input checked="" type="checkbox"/> 講演会、展示会等 225人 <input type="checkbox"/> その他 人 ( )			<b>合計 42,191人</b>
9. 職員数	<input type="checkbox"/> 専任 人 <input checked="" type="checkbox"/> 兼任 4人 <input checked="" type="checkbox"/> 非常勤 2人 <input type="checkbox"/> ボランティア協力者 人 ( 職員のうち社会教育士の数 人 職員のうち社会教育主事有資格者の数 人 ) <b>合計 6人</b>			
10. 予算	<input checked="" type="checkbox"/> 市区町村予算 <input type="checkbox"/> 委託金 <input type="checkbox"/> 自治組織等予算 <input type="checkbox"/> 寄附等 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
11. 公民館運営審議会	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> その他 ( )			
12. 公民館が実施している、若しくは、関わっている取組・事業の分類	<input checked="" type="checkbox"/> 地域防災・減災 <input checked="" type="checkbox"/> デジタル・デバイドの解消 <input checked="" type="checkbox"/> 家庭教育支援 <input checked="" type="checkbox"/> 体験活動 <input checked="" type="checkbox"/> 地域学校協働活動 <input type="checkbox"/> 障害者の学び支援 <input type="checkbox"/> 日本語教育の推進 <input type="checkbox"/> 義務教育未修了者への支援 <input checked="" type="checkbox"/> 伝統文化継承活動 <input checked="" type="checkbox"/> 世代間交流活動 <input checked="" type="checkbox"/> こども・若者の居場所づくり <input checked="" type="checkbox"/> 子育て支援 <input type="checkbox"/> ボランティア養成 <input checked="" type="checkbox"/> 地域資源を活用したまちづくり <input type="checkbox"/> コミュニティ・スクール <input checked="" type="checkbox"/> 社会人の学び直し <input type="checkbox"/> その他 ( )			
13. 施設の特徴、魅力	<input checked="" type="checkbox"/> 複合施設 ( <input type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 生涯学習センター <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 新曾福祉センター ) <input checked="" type="checkbox"/> 自由記述 ( 様々な催しを楽しめるホール有(330席)。 )			
14. 各種事業等で連携・協働している団体等(団体名記述)	<input type="checkbox"/> 幼稚園・保育所 <input checked="" type="checkbox"/> 小中学校 <input checked="" type="checkbox"/> 高校 <input checked="" type="checkbox"/> 大学 <input checked="" type="checkbox"/> 企業 <input checked="" type="checkbox"/> NPO <input checked="" type="checkbox"/> 各種団体 <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関 <input checked="" type="checkbox"/> 図書館 <input checked="" type="checkbox"/> 博物館 <input type="checkbox"/> 青少年教育施設 <input type="checkbox"/> その他 ( 戸田市立新曾小学校、戸田市立新曾北小学校、戸田市立芦原小学校、戸田市立新曾中学校、埼玉県立戸田翔陽高校、青山学院大学、NPO法人ITボランティアの会、戸田市立図書館、市内事業所、戸田市商工会、戸田市役所 )			

### 戸田市新曾公民館

OPEN 9:00~21:30 H P  
TEL 048-445-1811 SNS

<https://www.city.toda.saitama.jp/>  
<https://www.facebook.com/todaedu>



## 1. 取組を進めた要因・背景、地域課題、住民ニーズなど

- 戸田市は、荒川を境に東京都に隣接しており、豊かな自然環境に恵まれた都市である。特筆すべき点として、彩湖・道満グリーンパークや戸田ポートコースなど、水辺と緑地が調和した潤いある景観を有している。さらに、30年連続で県内最年少の平均年齢を記録し、「県内一若いまち」としての地位を保持し続けている。
- 新曽公民館は、市内に存在する3つの公民館の中で唯一ホールを備えた施設となっている。土日祝日ではイベントの開催などによりホールの稼働率が高くなっているが、平日においては比較的少ない傾向が見られる。
- 地域社会の発展と活性化には、地域の人材活用やつながりが非常に重要な役割をしており、公民館においても、地域のつながりの拠点として学校教育との連携、協働を一層強化していくことが求められている。

## 2. 取組内容（力を入れている活動、特徴的な活動、地域課題解決の活動など）

### 【①ホール事業として、ビッグバンドジャズオーケストラ演奏会を実施】

新曽公民館は市内の公民館の中で唯一のホールを持ち、落語やオペラ、ピアノ演奏会、ビッグバンドジャズなど多彩な文化イベントを開催している。特にビッグバンドジャズオーケストラ演奏会は人気が高く、令和6年度には市内他公民館にオンライン配信を実施し、来館が難しい方々にも演奏の魅力を届けた。これにより、市内3つの公民館全てで多くの市民がジャズの演奏を楽しめるようになった。新曽公民館は、このような取り組みを通じて芸術文化の普及と文化的体験を提供している。

### 【②社会教育人材を活用した学校教育における連携・協働（子ども大学とだ）】

本公民館では、小学生向けの「子ども大学とだ」を実施しており、市内の図書館、県立美術館、大学と連携して実施した。この取り組みは、子どもたちに日常の学校生活では得難い貴重な経験を提供することを目的としている。専門家との対話や芸術作品との出会いを通じ、自らの興味や関心を発見する機会を創出している。地域の教育資源を活用し、子どもたちの探究心を刺激し、将来への可能性を広げる場を提供しており、次世代を担う子どもたちの成長と創造性豊かな人材育成に寄与するものである。今後も地域社会と連携し、教育環境の促進に努めていく。

### 【③公民館まつりの活性化(学校、NPO法人との綿密な連絡・協力の促進)】

公民館まつりは、サークル活動の成果発表と世代間交流、地域とのつながりを深める目的で開催しており、令和6年度は地域の小中学校や高校と連携し、生徒の絵画や写真作品を展示することで、学校と地域のつながりを促進した。



子ども大学とだ（青山学院大学講座）



公民館まつりでの  
小中学校作画展示

## 3. 取組において公民館が果たした役割、運営の工夫など

【①初となるオンライン演奏会の実施】ビッグバンジャズオーケストラ演奏会において、市内の公民館全てで、視聴できるよう、オンラインでの演奏会を令和6年度に初めて実施した。新曽公民館に来館できない方でも演奏を体験できる仕組みづくりを実施した。

【②市内、県内公共施設、大学との連携】子ども大学とだは、市・県内の公共施設や青山学院大学と連携し、子どもたちに質の高い学習機会を提供した。この取り組みにより、探究的な学習への意欲を喚起し、教育環境の充実に貢献した。

【③学校・地域のつながりづくり】公民館まつりがより多世代交流の場となるよう、近隣の学校との連携を実施した。実際に作品を展示するだけでなく、公民館まつりの開催の手伝いも生徒と一緒にすることで、より多世代交流の熟成を図れた。



子ども大学とだ【近代美術館との連携】

## 4. 取組による成果や効果

- ①市内3公民館でのオンライン演奏会を実施し、市民が芸術文化活動に触れる機会を創出した。
- ②子ども大学を通じて、子どもたちの学習意欲と向上心を推進した。
- ③公民館まつりでは、近隣3校の児童生徒作品を展示し、新たに子ども向けスタンプラリーを実施した。これにより、小中学生や子育て世代の参加が増加し、来場者数が前年比14.8%増加した。学校や地域と連携したこれらの取組により、幅広い市民層に芸術文化の促進ができた。

## 5. 取組の検証・改善を行う仕組み・方法

公民館での講座計画をはじめ、様々な事業に関しては、戸田市公民館運営審議会にて審議、報告を行っている。同審議会では、小中学校校長、町会長、PTA、商工会など地域の実情に詳しい方々が参画し、地域での学びの拠点となる公民館事業に対する意見交換を行い、事業の検証や改善に取り組んでいる。

## 6. これから公民館をどのようにしていきたいか。次の仕掛けやビジョンなど

より多くの市民の方に利用いただけるよう、様々な工夫を重ね、小中学校をはじめとする地域の諸機関との協力関係をさらに強化することで、より一層生まれ、多くの方々にご利用いただける公民館を目指していく。また、ホールについて、落語公演や新たに映画上映会を実施するなど、ホールの多様な利活用を積極的に推進していく。公民館は地域のつながりと学びの拠点として、多様な人々が活躍できる地域づくりの一助となるべく、持続可能な学びの場を提供に努めていく。



落語でお笑い（落語公演）